

令和4年8月10日

川島大橋の復旧事業に関するお知らせ

国土交通省 岐阜国道事務所

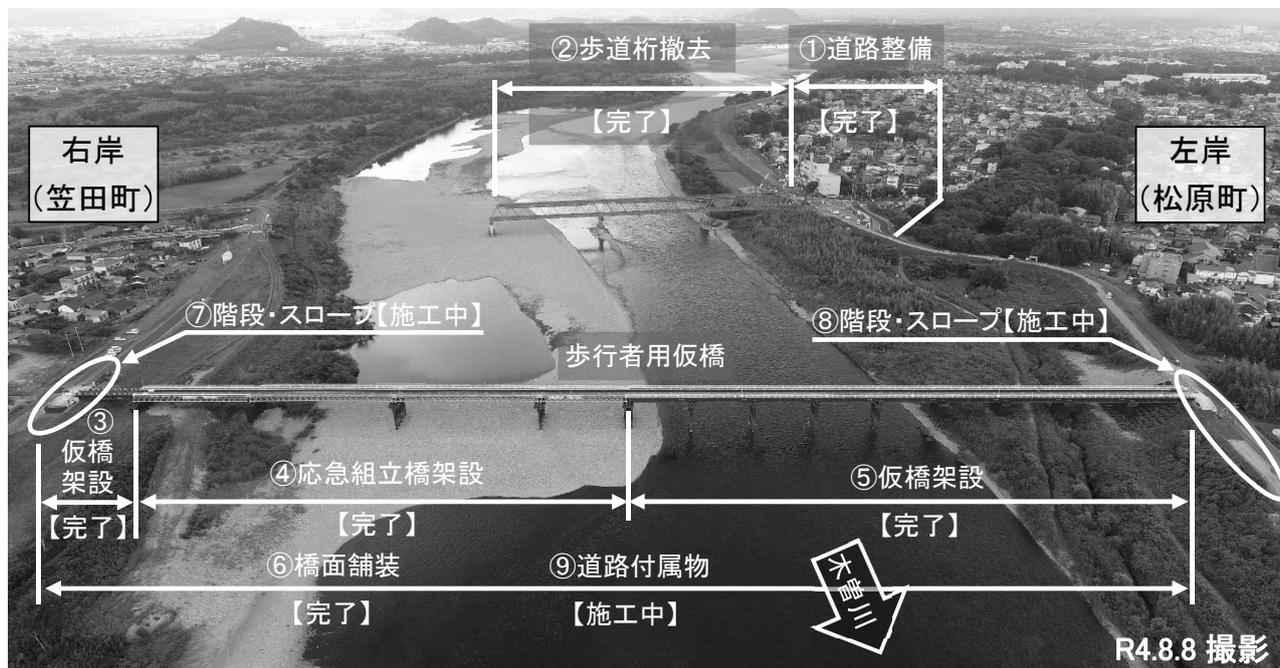
「川島大橋の通行止め」につきまして、地域の皆様には、大変ご不便をおかけしております。橋梁の復旧事業に関する進捗状況などについて、お知らせいたします。

一日でも早く皆様に安心して通行していただけますよう、岐阜県及び各務原市とも連携しながら、復旧を進めて参りますので、何卒ご理解ご協力賜りますようお願いいたします。

1. 進捗報告

- 「被災した川島大橋の撤去」⇒ 道路整備(①)及び、歩道桁の撤去(②)が完了。
- 「歩行者用の仮橋設置」 ⇒ 右岸側の仮橋(③)、国土交通省保有の応急組立橋(④)、左岸側の仮橋(⑤)の架設及び、仮橋上の橋面舗装(⑥)が完了。引き続き、仮橋に上がる階段・スロープ部(⑦、⑧)及び仮橋上の道路付属物(⑨)を施工中。
- 「本復旧(新橋)の検討」 ⇒ 新橋の詳細設計を実施中。

作業時間帯：午前6時から午後7時まで ※土・日曜日・祝日も工事を行います。【荒天の場合は中止】



②歩道桁撤去状況



⑦右岸スロープ施工状況



⑥⑨仮橋上施工状況

令和4年度 工事/業務一覧表

	工事 / 業務内容	施工者
1	歩行者用の仮橋設置 (8月26日(金)10時より開通)	市川・日東地域維持型建設共同企業体 (株)市川工務店
2	被災した川島大橋の橋桁撤去	三井住友建設鉄構エンジニアリング(株)
3	進入路の設置、作業ヤードの整備等	(株)市川工務店
4	本復旧(新橋)検討のための地質調査	(株)テイコク

2. 今後の予定

- 「被災した川島大橋の撤去」⇒ 車道桁の撤去(①)に向け、撤去設備を設置。
- 「歩行者用の仮橋設置」⇒ 仮橋に上がる階段・スロープ部(②、③)及び道路付属物(④)を施工。なお、歩行者用仮橋は **8月26日(金)10時**より開通。
※開通イベント終了後に一般開放します。
(詳細は、3ページ目参照)
- 「本復旧(新橋)の検討」⇒ 地質調査(⑤)を実施するとともに、橋梁の詳細設計を実施。



<お問い合わせ先>

①復旧工事に関すること

国土交通省 岐阜国道事務所 美濃加茂国道維持出張所

電話番号:0574-26-2151

施工者 川島大橋復旧工事連絡協議会 三井住友建設鉄構エンジニアリング(株)(代表)

電話番号:052-212-8145

②川島大橋の通行止め及び迂回に関すること

岐阜県 岐阜土木事務所 道路課 電話番号:058-215-0093

川島大橋復旧事業に関する情報は岐阜国道事務所HPからご覧いただけます。

URL <https://www.cbr.mlit.go.jp/gifu/works/kawashima.html>



歩行者用仮橋の通行止めの判断基準について

以下の場合、岐阜県において歩行者用仮橋の通行止めを行います。

1 く大雨等による木曾川増水時の判断基準

木曾川の犬山観測所※で避難判断水位(高齢者等避難の目安) 11.6mに達した場合

※犬山観測所URL(国土交通省 川の防災情報) :

<https://www.river.go.jp/index/srchrs1t?td=0&kw=%E7%8A%AC%E5%B1%B1>
の「水位・ダム・カメラ観測所」から「犬山」をクリック

■犬山観測所の位置



基準水位	避難情報の種類等	犬山 水位 観測所
氾濫の発生	緊急安全確保	
氾濫危険水位	避難指示	の目安: 12.2
避難判断水位	高齢者等避難	の目安: 11.6
氾濫注意水位	水防団が出勤する目安になる水位	9.2
水防団待機水位	水防団が準備する目安になる水位	5.8
ふだんの水位		単位 (m)

※各務原市洪水ハザードマップより抜粋

2 く地震時における判断基準

- ①各務原市内(震度観測点、川島河田町)において、震度4以上の地震が観測された場合、道路パトロールを行い、その結果異常が認められた場合
- ②各務原市内において震度3の地震を観測、かつ隣接する旧市町の観測所(笠松町司町、江南市赤童子町、一宮市緑、一宮市千秋)で震度4以上の地震が観測された場合、道路パトロールを行い、その結果異常が認められた場合

(気象庁震度階級関連解説表より作成)

震度0	人は揺れを感じない。	震度4	電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。	震度6弱	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。
震度1	屋内で静かにしている人の中には揺れをわずかに感じる人がいる。	震度5弱	大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	震度6強	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。
震度2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。	震度5強	物につかまらなさと歩くことが難しい。	震度7	耐震性の低い木造建物は、傾くものや倒れるものが多くなる。
震度3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。				



※災害から命を守る
防災ハンドブックより抜粋

3 くその他

その他、現地状況等により通行規制が必要と判断された場合

歩行者用仮橋の通行規制に関する問い合わせ先

岐阜県 岐阜土木事務所 施設管理課 電話番号 : 058-214-9602